

隨意契約結果表

担 当 課 名	地域づくり推進課		
案 件 名	三田市市民活動推進プラザ運営業務		
案 件 の 概 要	市民活動推進プラザは、三田市まちづくり基本条例に定める協働のまちづくりを推進するための中間支援拠点として、市民活動に関する情報提供や相談対応を行う総合窓口である。		
随 意 契 約 の 種 類	○ 随意契約 ● 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日	契約の相手方	一般社団法人アスパラガス
契 約 金 額	5,552,778 円 （うち消費税相当額 504,798 円 ）		
契 約 期 間	契 約 を 行 っ た 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	市民活動推進プラザの運営委託は、協働のパートナーとなる市民活動団体の自律化・活性化の促進をはじめ、活動情報の集約・提供や団体間のマッチングなど、協働のまちづくりを推進するための中核的な役割を担うものである。現受託者である一般社団法人アスパラガスは、公募により選定され、令和3年度以降、市民活動団体との信頼関係を構築しながら、運営ノウハウや活動実態に関する知見を蓄積し、適正な施設運営を行ってきた。 令和9年度には「三田市まなびと交流・共創施設」の開設が予定されており、令和8年度は市民活動推進プラザとの機能連携の最適化に向けた課題整理やニーズ把握を進める必要がある。このため、令和8年度の運営は複数年契約ではなく単年度契約とし、事業整理の検討を進めることとなった。 当該業務を単年度において安定的に実施するためには、これまでの運営を通じて蓄積した知見や市民活動団体との信頼関係の基盤が不可欠であり、このため、本業務はその性質及び目的が競争入札に適しないことから、一般社団法人アスパラガスと単独随意契約を締結するものである。		
随 意 契 約 と し た 法 令 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		